

確定申告

窓口か送付で。自分で書いて、お早めに。

申告と納税は、期限内に。

便利な振替納税をご利用ください。

所得税・贈与税・事業税・住民税

個人事業者の消費税・地方消費税

3月15日(月) まで

3月31日(水) まで

主婦と税金

(次の説明は控除額等、基本的に所得税の場合です。)

● パート収入の場合

パート収入は通常、給与所得になります。課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額です。

● 内職などの収入の場合

内職などの収入は、収入から必要経費を引いた残額が事業所得又は雑所得となり、最低65万円の必要経費を差し引くことができます。適用対象者は、家内労働者、外交員、集金人など、特定の人に継続して労務の提供をする人などです。

収入が内職だけの場合、パート収入と同様に、年収103万円以下は所得税はかからず、配

偶者特別控除も受けられます。

※パートや内職(家内労働者等)の年収が100万円以下ですと、所得金額が町県民税(所得割)の非課税限度額(35万円)以下となりますので、町県民税(所得割)はかかりません。

● 配偶者控除と

配偶者特別控除

夫に収入があり、妻がパートで働く場合を考えてみると、夫については、次のとおり配偶者控除と配偶者特別控除が受けられます。

妻のパート収入103万円以下であれば、配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えても、141万円未

ご注意を

満であれば受けることができます。ただし、夫の合計額が1千万円(給与収入で約1千230万円)を超える年には受けることができません。(※平成15年分までは、従前どおり適用されます。)

● 死亡した人の確定申告

確定申告をしなければならぬ人が、申告をする前に死亡した場合に、その相続人が代わってする確定申告を「準確定申告」といいます。

その申告期限は、相続人が死亡の事実を知った日の翌日から4ヶ月以内に、死亡した人の所轄の税務署に申告書を提出しなければなりません。

例えば、平成16年2月10日に死亡した場合、

パート所得と税金(平成15年中)

平成15年分と平成16年分の所得税については、平成16年6月10日までです。
お忘れにならないよう、ご注意ください。

平成15年中収入金額 (給与収入の場合)	平成16年度 町県民税	平成15年分 所得税	夫の所得金額から 配偶者控除を 差し引くこと	夫の所得金額から 配偶者特別控除を 差し引くこと
年収100万円以下	かからない	かからない	できる	できる
年収100万円超103万円未満	かかる			できない
年収103万円		かかかる	できる	
年収103万円超141万円未満			できない	
年収141万円以上				

(注) 夫に均等割がかかっている場合、妻には均等割はかかりません。この表は、夫に均等割がかかっているものとして、作成しています。

(税務課 TEL 820-5603)